

## 奈良県立大学学則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 奈良県立大学（以下「本学」という。）は、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

## (点検及び評価)

第1条の2 本学は、前条の目的を達成するため、その教育研究活動等の状況について、定期的に自ら点検及び評価を行うものとする。

## (学部)

第2条 本学に、地域創造学部を置く。  
2 地域創造学部は、地域創造学科を置く。

## (研究センター)

第2条の2 本学に、ユーラシア研究センターを置く。

## (組織)

第3条 本学に、事務局、学生部、附属図書館及び地域交流センターを置く。

## (修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

## (在学年限)

第5条 本学に在学できる年限は、8年（編入学、転入学又は再入学の場合にあっては、学長が定める在学すべき年数の2倍に相当する年数）とする。

## (定員)

第6条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
地域創造学科	150人	600人

## 第2章 学年、学期及び休業日

## (学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。  
(1) 前学期 4月1日から9月30日まで  
(2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

## (休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。  
(1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 開学記念日 4月30日
  - (4) 春季休業日・夏季休業日・冬季休業日は、学長が毎年指定する。
- 2 学長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

### 第3章 入学

#### (入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

#### (入学資格)

- 第11条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
  - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
  - (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

#### (入学の出願)

第12条 本学への入学を志願する者は、学長が定める期日までに入学願書に学長が定める書類及び公立大学法人奈良県立大学料金規程(以下「料金規程」という。)に定める入学考査料を添えて、学長に提出しなければならない。

#### (入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、学長が定めるところにより、選考を行う。

#### (入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が定める期日までに、保証人を定め、誓約書その他学長が必要と認める書類に料金規程に定める入学料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

#### (保証人)

第15条 前条第1項の保証人は、1人とし、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 本学に入学を許可された者(以下「学生」という。)は、保証人の住所又は氏名に変更を生じたときは、直ちに、その旨を学長に届け出なければならない。

3 学生は、当該保証人の死亡その他の事情により保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を定め、学長に届け出なければならない。

## (住所及び氏名の届出)

第16条 学生は、その住所又は居所を入学後1月以内に学長に届け出なければならない。

2 学生は、前項の届出をした後において、住所若しくは居所又は氏名に変更を生じたときは、直ちに、その旨を学長に届け出なければならない。

## (編入学、転入学及び再入学)

第17条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学への編入学、転入学又は再入学を志願するものに対して、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業し、又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に規定する従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規定による許可に係る手続その他の必要な事項は、学長が定める。

## 第4章 教育課程及び履修方法等

## (授業科目)

第18条 授業科目は、リベラルアーツ、語学科目、コモンズ基礎科目、コモンズ専門科目及びゼミに区分する。

## (単位の計算方法)

第19条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、語学科目については、30時間の講義をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間の実習をもって1単位とする。

## (単位の授与)

第20条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

## (他の大学等における授業科目の履修等)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「大学等」という。)と協議の上、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち60単位を限度として、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、第29条第1項の規定により許可を受けて留学する場合について準用する。この場合において、本学において修得したとみなすことができる単位数は、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## (大学以外の教育施設等における学修)

第22条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他学長が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## (入学者の既修得単位等の認定)

- 第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学又は再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## (成績)

- 第24条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種の標語をもって表し、優、良及び可を合格とする。

## (教育課程及び履修方法等に関するその他の事項)

- 第25条 この章に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関する事項については、学長が定める。

## 第5章 休学、転学、留学及び退学

## (休学)

- 第26条 学生は、疾病その他特別の理由により引き続き3月以上休学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。
- 2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認める者に対し、休学を命ずることができる。

## (休学の期間)

- 第27条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。
- 2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第5条の在学年限に算入しない。
- 4 休学の期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

## (転学)

- 第28条 学生は、他の大学への編入学又は転入学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

## (留学)

- 第29条 学生は、外国の大学等への留学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により留学した期間は、第32条第1項に規定する在学期間に含めることができる。

## (退学)

- 第30条 学生は、疾病その他の事由により退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

## (除籍)

- 第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第27条第2項に規定する休学の期間を超えてなお就学できない者

## 第6章 卒業及び学位

### (卒業)

第32条 学長は、教授会の意見を聴き、本学に4年（編入学、転入学又は再入学の場合にあっては、学長が定める在学すべき年数）以上在学し、学長が定める授業科目及び単位数を修得した者に対し、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

### (学位)

第33条 卒業した者には、学士（地域創造学）の学位を与える。

## 第7章 賞罰

### (表彰)

第34条 学長は、学生で学業の優秀なもの又は学生の模範となる行為があったものを表彰することができる。

### (懲戒)

第35条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたと認めるときは、当該学生を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学については、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第8章 職員組織及び教授会

### (職員組織)

第36条 本学に、次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手
- (3) 事務職員及び技術職員

2 前項に定める職員のほか、副学長1名その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 大学に置く職に関しては、理事長が別に定める。

### (教授会)

第37条 本学に、本学の教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、地域創造学部の教授及び准教授並びに専任の講師をもって構成する。

3 教授会に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第9章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第38条 学長は、本学において特定の授業科目の履修を志願する者がいるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第20条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が定める。

(特別科目等履修学生)

第39条 学長は、他の大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該大学等との協議の上、特別科目等履修学生として入学を許可することができる。

2 特別科目等履修学生に関し必要な事項は、学長が定める。

(外国人留学生)

第40条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学への入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第10章 授業料等

第41条 本学における授業料、入学審査料、入学料、科目等履修料、科目等履修資格認定料及びその他の費用の額、納付方法等については、料金規程の定めるところによる。

## 第11章 公開講座

第42条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第12章 ユーラシア研究センター、附属図書館及び地域交流センター

第43条 ユーラシア研究センターの管理に関し必要な事項は、学長が定める。

第43条の2 附属図書館及び地域交流センターの管理に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第13章 厚生保健施設

第44条 本学に、厚生保健施設を設ける。

2 厚生保健施設の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第14章 補則

(その他)

第45条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度及び平成28年度における本学の入学定員、3年次の編入学定員並びに収容定員は、第6条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

年 度	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
平成27年度	地域創造学科	150人		300人
	地域総合学科		9人	198人
	観光学科		6人	132人
平成28年度	地域創造学科	150人		450人
	地域総合学科			99人
	観光学科			66人

- 3 平成26年3月31日以前から奈良県立大学に在学している学生に係る学科及び授業科目については、第2条及び第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。